

毎週火、金曜日発行（但休日当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 昭和三十七年度鳥取県国民健康保険保健施設費補助金（補正）
土地改良事業の認可
- ◇人委規則 初任給調整手当の支給に関する規則の一部改正
- ◇人委告示 労働基準監督機関の取扱の委任

告示

鳥取県告示第四百十三号

昭和三十七年度鳥取県国民健康保険保健施設費補助金交付要綱を次のように定める。

昭和三十七年七月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三十七年度鳥取県国民健康保険保健施設費補助金交付要綱

（趣旨）

第一条 昭和三十七年度鳥取県国民健康保険保健施設費補助金の交付に関しては、鳥取県補助金等交付規則（昭和三十二年四月鳥取県規則第二十二号。以下「規則」という。）によるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助金交付対象経費）

第二条 この要綱に基づく補助金の交付の対象となる経費及び補助額並びに補助事業主体は、次のとおりとする。

経費	補助額	補助事業主体
1 保健婦の資質の向上を図るための研修に要する経費	県が指定した研修会に出席するに要する別表1の基準費用額に満たないときはその要した金額	補助事業主体

2 保健婦の家庭訪問、衛生教育及び健康相談に要する経費	家庭訪問、衛生教育及び健康相談に要した経費について別表(イ)の基準費用額	市町村及び国民健康保険組合
3 保健婦相談所の設備費に要する経費	保健婦相談所の整備に要する別表(ロ)の基準費用額の三分の一以内の金額を、別に要した金額が基準費用額にみたないときはその要した金額をもつて基準費用額とみなす。	

(添付書類)

第三条 規則第五条第一号及び第二号の事業計画書及び収支予算書は、それぞれ様式第一号及び様式第二号のとおりとする。

2 規則第五条に規定する補助金交付申請書(以下「申請書」という。)及び前項に規定する添付書類は、七月三十一日までに知事に提出するものとする。

(実績報告)

第四条 規則第十八条の規定による実績報告書は、様式第三号のとおりとする。

2 前項に規定する実績報告書は、翌年四月末日までに

知事に提出するものとする。

(書類の数)

第五条 申請書及びこの要綱に基づいて知事に提出する書類は、正副三通作成するものとする。

附 則

この要綱は、昭和三十七年度分の補助金に適用する。

別表 一

研修会に要する基準費用額

費用種別	費 用	額
交通費	県内の場合には2等普通乗車券(片道)及び急行料(ただし、急行料は1km当り5円とする。)	1日につき 200円
宿泊料	1夜につき	乙地900円 甲地1,200円
教材費	必要とする場合	2,000円以内

別表 二

家庭訪問、衛生教育及び健康相談に要する基準費用額

保健婦が家庭訪問、衛生教育および健康相談に要した勤務時間の和が、主任保健婦にあつては総勤務時間数

基準種目	基準数量	基準費用額
事務用椅子	1	4,000円
事務用机	2	2,500円
立子	2	5,000円
長重	1	1,100円
計子	1	2,500円
身体長	1	3,000円
長重	1	2,000円
長重	1	2,000円
訪問記録カード箱	1	1,000円

の100分の50、その他保健婦にあつては100分の60以上である場合、1人当り3,000円とする。

別表 三 保健婦相談所の整備に要する基準費用額

ただし健康相談所1坪当りの基準費用額は10,000円を超えない。

(様式第一号)

昭和37年度鳥取県国民健康保険保健施設費補助事業計画書

保険者の記番号	鳥	保険者の名称	
保険者の所在地	鳥取県	町大字	番地

1. 保健婦の研修状況

(第3種郵便物可)

保健婦の氏名	採用年月日	過去3ヶ年間の県外研修の状況	本年度の研修計画

2. 派遣しようとする研修会等に要する経費の算出基礎

研修会等の名称	開催地	開催期間	派遣人員	派遣者の氏名
計				

汽车賃 (A)	随路賃 (B)	日当 (C)	宿泊料 (D)	旅費計 (A)+(B)+(C)+(D)(E)	教材費 (F)	合計 (E)+(F)	備考	査定額
円	円	円	円	円	円	円		円

(第3種郵便物可)

3. 家庭訪問、衛生教育及び健康相談に要する経費の算出基礎 (活動計画)

区分	分	時間	時間	総勤務時間数に対する割合	関係旅費予算額	本年度保健施設活動の重点	重点事項	関係予算額
	一、家庭訪問	教育			円		(1)	千円
		八、健康相談					(2)	
		二、集団検診					(3)	
		ホ、予防接種					(4)	
		ハ、研究講習(全会議)					(5)	
		ト、連絡				本年度健康増進運動の重点		
		チ、活動関係事務				重点事項	関係予算額	千円
		リ、その他					(1)	
	小計						(2)	
	保健婦関係業務以外						(3)	
	ノ、外の事務						(4)	
	総勤務時間							

イ、ロ、ハ、の計

(5)

査定額

円

4. 保健婦相談所の整備に要する経費の算出基礎 (整備坪数 坪)

購入品目	規格、数量	単価 円	金額 円	左の3分の1 円	備考	査定額 円
計						

(様式第二号)

保険者記番号

鳥

昭和37年度国民健康保険特別会計歳出予算書 (抜萃)

歳入	科目	予算額	追加更正予算額	計	備考
入	(款) 県支出金				
	(項) 県補助金				

(目) 保健施設費補金					
(目) 助					

歳出	科目	予算額	追加更正予算額	計	備考
出	(款) 保健施設費				
	(項) 保健婦設置費				
	(目) 職員給与				
	(目) 諸手当				
	(目) 旅費				
	(目) 職員厚生費				
	(目) 需要費				
	(項) 保健施設事業費				
	(項) 健康増進				

上記のとおり相違ありません。

(上記のとおり計上することを確約します。)

昭和37年 月 日

鳥取県知事

殿

保険者名 代表者名

印

2. 家庭訪問、衛生教育及びクッキングに要した経費の算出基礎

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	総勤務時間に 対する割合	旅費支出済額
													時間	%	円
家庭訪問															
衛生教育															
クッキング															
集団検診															
予防接種															
研究講習（含会議）															
連絡															
保健婦活動関係事務															
その他															
小計															
保健婦関係業務以外の 業務															
総勤務時間数															
家庭訪問衛生教育、ク ッキングの計															

査定額

（計）各月の時間配分実績は、毎月報告の保健婦業務月報と合致すること。

3. 健康相談室の整備に要する経費の算出基礎（整備坪数 坪）

購入品目	規格	数量	単価 円	金額 円	左の3分の1 円	摘要	査定額 円
計							

（様式第四号）

保険者記番号 鳥

昭和37年度国民健康保険保健施設費収入支出状況調

歳入	科目	目	予算額	収入済額	差引増減(△)	備考
	(款) 県支出金					
	(項) 県補助金					
	(目) 保健施設費補助金					

歳出	科目	予算額	支出済額	差引増減(△)	備考
(款) 保健施設費					
(項) 保健施設設置費					
(目) 職員給与					
(目) 諸手当					
(目) 旅費					
(目) 職員厚生費					
(目) 需要費					
(項) 保健施設事業費					
(項) 健康増進運動費					

上記のとおり相違ありません。

昭和 年 月 日

保険者名 代表者名

印

(注) 歳出予算は、保健施設費全科目について記入すること。

鳥取県告示第四百十四号

米川土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良事業(かんがい排水)は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第三項において準用する同法第十条の規定により、昭和三十七年七月二十日認可した。

昭和三十七年七月二十七日

鳥取県知事 石 破 二郎

鳥取県告示第四百十五号

上北条土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良事業(区画整理)は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第三項において準用する同法第十条の規定により、昭和三十七年七月二十日認可した。

昭和三十七年七月二十七日

鳥取県知事 石 破 二郎

鳥取県告示第四百十六号

天神野土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良事業(水路改修)は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第三項において準用する同法第十条の規定により、昭和三十七年七月二十日認可した。

昭和三十七年七月二十七日

鳥取県知事 石 破 二郎

人事委員会規則

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十七年七月二十七日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

鳥取県人事委員会規則第二十七号

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当の支給に関する規則(昭和三十七年三

月鳥取県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第二条各号列記以外の部分中「第一項」の下に「第一号」を加え、同条第一号中「(昭和三十六年三月鳥取県人事委員会規則第八号)」を「(昭和三十六年三月鳥取県人事委員会規則第八号。以下「等級分類基準の規則」という。)」に改め、同条第二号中「専門的知識を必要とするもの」の下に「及び水産高等学校の教諭の職で商船学(機関に限る。)」の部門に関する専門的知識を必要とするもの」を加え、同条第四号を削り、同条に次の一項を加える。

2 条例第七条の三第一項第二号に規定する職は、前項の職以外の職のうち、次の各号に掲げる職で専門的知識を必要とするものとする。

一 行政職給料表の職務の等級四等級及び五等級の職(等級分類基準の規則別表第一に定める職務の等級四等級及び五等級の職をいう。)、公安職給料表の職務の等級二等級及び三等級の職並びに研究職給料表

の職務の等級三等級及び四等級の職

二 教育職給料表(イ)の職務の等級二等級の職

三 教育職給料表(ロ)の職務の等級二等級の職

四 医療職給料表(イ)の職務の等級三等級の職

第三条各号列記以外の部分中「大学院の博士課程修了の日から二年及びその他の学歴を有する者についてはその者の最終学歴を取得した日以後における職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第十号)別表第三修学年数調整表のそれぞれの学歴の修学年数と十六年との差の年数に四年を加えた年数に相当する期間」を「大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から三年及び人事委員会が指定するこれらに準ずる期間」に改め、同条第一号中「前条」の下に「第一項」を加え、「国及び他の都道府府において別表上欄に掲げる職を対象として行なわれた上級職採用試験に合格した者で、当該職に関する選考に基づき採用された者」を「人事委員会がこれに準ずると認める者」に改め、同条

第二号を次のように改める。

二 前条第一項第二号の職に採用された職員にあつては、大学の正規の課程において教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)に規定する所定の単位を修得して当該大学を卒業し、同法の規定に基づいて工業、工業実習、商船又は商船実習の教科について授与される高等学校教諭免許状を有する者

第三条第三号中「前条」の下に「第一項」を加え、「又は第四号」を削り、同条に次の三号を加える。

四 前条第二項第一号及び第四号の職に採用された職員にあつては、当該職を対象として行なわれた上級職採用試験の結果に基づき採用候補者名簿から選択された者又は大学を卒業した者で当該職に関する選考に基づき採用された者若しくは人事委員会がこれに準ずると認める者

五 前条第二項第二号の職に採用された職員にあつては、大学の正規の課程において教育職員免許法に規定する所定の単位を修得して当該大学を卒業し、高

等学校教諭免許状、養護教諭一級普通免許状、盲学校教諭免許状若しくはろう学校教諭免許状を有する者又は人事委員会がこれに準ずると認める者

六 前条第二項第三号の職に採用された職員にあつては、大学の正規の課程において教育職員免許法に規定する所定の単位を修得して当該大学を卒業し、中学校教諭一級普通免許状、小学校教諭一級普通免許状、幼稚園教諭一級普通免許状、養護教諭一級普通免許状若しくは養護学校教諭免許状を有する者又は人事委員会がこれに準ずると認める者

第四条第一号中「その者の経過期間内に」を削り、「第二条」の下に「第一項」を加え、「前条」を「前条(第四号から第六号までを除く。)」に、「相当する」を「準じて人事委員会が定める」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 採用以外の欠員補充の方法により第二条第二項の職を占めることとなつた職員で前条(第一号から第三号までを除く。)に規定する職員の要件に準じて

人事委員会が定める要件をみたしているもの
第四条に次の二号を加える。

三 昭和三十六年三月三十一日から引き続き改正前の
第二条の職に在職する職員で同日以前に改正前のこ
の規則の規定が適用されていたものとした場合にそ
の者の改正前のこの規則の規定による経過期間が同
日までに満了せず、かつ、昭和三十六年四月一日以
前三年以内に改正前の前条の職員又は改正前の第一
号の職員に該当することとなるもの

四 昭和三十七年四月一日(以下「改正日」という。)
の前日から引き続き第二条第二項の職に在職する職
員で改正日前にこの規則の規定が適用されていたも
のとした場合にその者の経過期間が改正日の前日ま
でに満了せず、かつ、改正日以前二年以内に前条第
四号から第六号までの職員又は第二号の職員に該当
することとなるもの

第五条第一項中「前条第二号の職員であつた者につい
ては、適用日前に」を「前条第三号の職員であつた者に

ついては、昭和三十六年三月三十一日以前に改正前のこ
の規則の規定が適用されていたものとした場合に、前条
第四号の職員であつた者については改正日前に「を改め、
支給されることとなる期間」の下に「(以下「手当が
支給されていたとみなされる期間」という。)」を、
「三年」の下に「(第三条第四号から第六号までの職員
並びに前条第二号及び第四号の職員にあつては二年)」
を加え、同条第二項各号を次のように改める。

一 異動後の職が、第二条の職である場合
二 異動後の職が、第二条の職の属する職務の等級よ
り上位の職務の等級に属する職である場合

第六条第一項各号列記以外の部分中「第三条」を「第
三条第一号から第三号まで」に改め、同項第一号中「二
千円」を「二千五百円」に改め、同項第二号中「千四百
円」を「千七百円」に改め、同項第三号中「七百円」を
「九百円」に改める。

第六条第四項中「及び第二項」を「から第三項まで」
に、「第二号」を「第三号又は第四号」に、「適用日前

にこの規則の規定が適用されていたものとした場合に初
任給調整手当が支給されることとなる期間」を「、手当
が支給されていたとみなされる期間」に改め、同項を同
条第七項とする。

第六条第三項中「第二号」を「第三号」に、「適用日
前にこの規則」を「昭和三十六年三月三十一日以前に改
正前のこの規則」に、「適用日以降」を「改正日以降」
に、「前二項」を「第一項及び第三項」に改め、同項を
同条第四項とする。

第六条第二項中「前項」を「前二項」に、「給与条例」
を「条例」に改め、同条同項を第三項とし、同条中第一
項の次に次の一項を加える。

2 第三条第四号から第六号までの職員及び第四条第二
号の職員に支給する初任給調整手当の支給期間及び支
給額は、次の各号に定めるところによる。

- 一 採用の日又は第四条第二号の職員となつた日から
一年間 月額 千円
- 二 前号の期間が満了する日の翌日から一年間

第六条中第四項の次に次の三項を加える。 月額 五百円

5 第四条第四号の職員に支給する初任給調整手当の支
給期間及び支給額は、改正日前にこの規則の規定が適
用されていたものとした場合に改正日以降においてな
お第二項及び第四項の規定により支給されることとな
る期間及び額とする。

6 初任給調整手当を支給されている職員が異動し、第
四条第一号又は第二号の職員となつた場合における第
一項から第三項までの規定の適用については、当該異
動の日から当該職員が初任給調整手当を支給されてい
た期間(同条第三号又は第四号の職員であつた者につ
いては、手当が支給されていたとみなされる期間を合
む。)に相当する期間さかのぼつた日に同条第一号又
は第二号の職員になつたものとみなす。
第七条を削り、第八条を第七条とする。
別表を次のように改める。

別表

人事委員会告示

鳥取県人事委員会告示第五号

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十八条第三項の規定に基づく労働基準監督機関の職権を、次の委員に委任した。

鳥取県人事委員会委員 篠田伊三郎

昭和三十七年七月二十七日

鳥取県人事委員会委員長 青戸辰午

科学技術の部門	学 科
理学（数学、物理及び化学に限る。）	理学部数学科、物理学科、地球物理学科、宇宙物理学科、化学科及び高分子学
工 学	工学部の各学科 電気通信学部の各学科
商船学（機関に限る。）	商船学部機関科
医学及び歯学	医学部医学科及び歯学科 歯学部歯学科

備考 この表の下欄に掲げる学科には、これと名称を異にするもので人事委員会がこれに準ずると認められるものを含む。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和三十七年四月一日から適用する。
- 2 この規則適用の日から施行の日の属する月の末日までの間に係る改正後の規則の規定により支払われるべき初任給調整手当の支給期日は、昭和三十七年八月二十一日とする。

昭和四年四月二十五日第三種郵便物認可 発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町
部 月極二五〇円（送料共）